

新潟市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年 3月29日

新潟市長

中原 八一

新潟市条例第19号

新潟市議会委員会条例の一部を改正する条例

新潟市議会委員会条例（昭和43年新潟市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「政策企画部」の次に「、危機管理防災局」を加え、「区役所（地域総務課（東区役所、中央区役所及び西区役所にあつては地域課及び総務課）に限る。）」の次に「、消防局」を加え、「市民生活部、危機管理防災局」を「市民生活部」に改め、「、市民病院及び消防局」を「及び市民病院」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の新潟市議会委員会条例（以下「旧条例」という。）の規定により設置された総務常任委員会又は市民厚生常任委員会の委員、委員長又は副委員長である者は、それぞれ、改正後の新潟市議会委員会条例（以下「新条例」という。）の規定により総務常任委員会又は市民厚生常任委員会の委員、委員長又は副委員長に選任され、又は互選されたものとみなし、その委員の任期は、新条例第3条第1項の規定にかかわらず、旧条例の規定による常任委員の任期満了の日までとする。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例の規定により設置された各常任委員会に付議されている事件は、新条例の規定により設置された各常任委員会に付議されたものとみなす。